

## ナラ枯れ被害対応に関する山中湖村の基本方針

- ・ 関係機関と連携し必要な情報を周知する。
  - ・ 駆除による防除対策は現状の被害量から費用、効果を考慮すると非常に困難であるため、山中湖村では被害の終息まで予防に重点を置くことで村内の被害量の軽減を図る。
  - ・ 道路や建物に影響のある被害木及び被害先端地の被害木について、5 条森林に指定されている民有林は村が県の補助事業でくん蒸処理を行う。また、庭木については建物付近であることから危険木として森林環境譲与税を財源として村が伐採及び処理、利活用を村で事業化し行う。
  - ・ 村事業での処理方法については、割材、炭化、焼却等の薬剤を使用しない方法を基本とする。
  - ・ 被害材の利活用は被害拡大防止のため原則として村内での消費とする。
- ※村内での需要：薪ストーブ設置戸数約 800 軒（年間薪消費量約 3200 m<sup>3</sup>）
- ・ 穿孔されている生存木については、村で資材（専用粘着シート）を配布し所有者が対象木に被覆することで虫を捕獲する。
  - ・ 予防については、枯死することにより影響のある木に対して村で資材を配布し所有者の責任で行う。庭木や確認が容易な箇所については TWT（トランク・ウィンドウ・トラップ【クリアファイルで作成した簡易トラップ】）、確認が困難な場所では資材被覆を基本とする。

## 基本方針に基づく各対策の内容

### ● 村内被害状況把握事業

#### ・ 森林

県の調査月間に公募により調査員を募集し被害木の調査を行う。調査費用については譲与税を充当し手数料として調査員へ支出する。

#### ・ 庭木

所有者からの情報提供により被害状況を把握する。

### ● 伐倒処理事業

#### ・ 森林

危険木及び被害先端地の被害木については、県の補助事業により伐倒くん蒸処理を行う。

#### ・ 庭木

譲与税を充当し伐倒、玉切り、枝葉の処理、被害材の利活用を村の事業で行う。利活用として、伐倒後の被害材については薪、炭等へ有効活用する。

### ● 穿入生存木対策事業

#### ・ 森林

昨年度の調査を基に、虫の総量を減少させるため実施できる範囲で粘着シートにより虫を捕獲する。

#### ・ 庭木

申請に基づき、村が資材を配布し所有者により粘着シートで捕獲を行う。

### ● 予防事業

#### ・ 森林

枯死した場合に危険木となる木やシンボルツリー等を資材被覆等により防除する。

#### ・ 庭木

申請に基づき、村が作成した **TWT** を配布し所有者に防除を行ってもらおう。